

公益目的通報の調査結果（令和7年1月29日報告分）について（公表）

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

◇通報日 令和6年6月20日

◇通報形態 FAX

◇通報内容

- ① 職員Aが令和3年に上司から受けたパワーハラスメント（以下「本件パワハラ」）に関して、職員Aはハラスメント事案を所管する課（職員Aの当時の所属先ではない。以下「ハラスメント所管課」）の当時のC副課長に通報したが、同人は、所属組織のハラスメントを調査する委員会（以下「ハラスメント調査委員会」）に報告する等せずにこれを放置した。

これは、本件パワハラを隠蔽ないし黙認する行為であるとともに、それ自体がパワーハラスメントに当たる。

- ② 令和3年、他の職員（不詳）が国のハラスメント相談窓口にも本件パワハラの実情を通報したところ、当時のハラスメント所管課B課長及び同C副課長は、当該窓口から対応を求められたにもかかわらず、そのことを隠して当該通報があった事実自体を否定し、本部会議の開催や調査実施等の対応を拒否した。

これは、本件パワハラを隠蔽ないし黙認する行為であるとともに、虚偽の報告に当たる。

- ③ 職員Aは、自ら兵庫県のハラスメント相談窓口にも本件パワハラの実情を通報したところ、ハラスメント所管課は、当該窓口に対し、本件パワハラの実情双方から聴き取りをした結果、パワーハラスメントの実情はなかった旨書面で回答した。しかし、職員Aは事情聴取を受けていない。

これは、本件パワハラを隠蔽ないし黙認する行為であるとともに、虚偽の報告に当たる。

- ④ 職員Aは、当時のハラスメント調査委員であったJ委員及びK委員（以下「J委員ら」）にも本件パワハラの実情を通報し、対応を求めたが、令和3年12月22日付回答書をもって拒否された。

そこで、職員Aは、上記2名とは別のハラスメント調査委員に相談し、本件パワハラへの対応を求めたところ、ハラスメント所管課（B課長、C副課長の2名）とハラスメント調査委員（委員長、上記委員2名、職員Aが最後に相談した委員1名の合計4名）らの間で会議（以下「本件会議」）が行われたが、非公式の会議であることを理由に内容の開示を拒否された。

これは、本件パワハラを隠蔽ないし黙認する行為であるとともに、それ自体がパワーハラスメントに当たる。

- ⑤ 令和4年、職員Aは、当時のハラスメント所管課I副課長に上記①ないし④の内容を伝え、職員Aが国のハラスメント相談窓口にも架電し、令和3年当時のハラスメント所管課B課長にも上記②の通報内容を伝えたか否かを照会した際の録音も提出した上、改めて本件パワハラへの対応を求めたが、ハラスメント所管課I副課長は、当該通報があった事実を否定し、対応を拒否した。

これは、本件パワハラを隠蔽ないし黙認する行為であるとともに、虚偽の報告に当たる。

- ⑥ 職員Aは、当時所属していた課のM課長及び同N副課長に対しても書面及び口頭で本件パワハラの実情を通報したが、同人らは書面を受領することすらせずにこれを放置した。

これは、本件パワハラを隠蔽ないし黙認する行為であるとともに、それ自体がパワーハラスメントに当たる。

◇調査結果

- ① そもそも職員AがC副課長に本件パワハラを通報したものの、C副課長がハラスメント調査委員会に報告する等せずにこれを放置したという事実はなく、C副課長によるパワーハラスメントは認定できない。
- ② 国のハラスメント相談窓口からの全2回の情報提供（以下「全2回の情報提供」）への対応に関して、そもそもB課長及びC副課長が国のハラスメント相談窓口から求められた対応を拒否したという事実はなく、B課長らによるパワーハラスメントは認められない。
また、全2回の情報提供に係るハラスメント調査委員に対する説明に関して、B課長及びC副課長が、当該情報提供があった事実を隠蔽し、国のハラスメント相談窓口から求められた対応を拒否したと評価することはできず、B課長らによるパワーハラスメント及び虚偽報告は認定できない。
- ③ 少なくとも職員Aは、令和3年7月2日、同月15日及び同月16日にB課長及びC副課長に対して本件パワハラについて相談しており、実質的にみて、職員Aの言い分は十分聴取されていたと評価することができる。よって、通報内容のとおり認定することはできない。
また、兵庫県に対する回答に関して、関係者が本件パワハラを隠蔽ないし黙認したと評価することはできず、職員Aに対するパワーハラスメント及び虚偽報告は認定できない。
- ④ ハラスメント調査委員会が令和3年12月22日付文書のとおり回答したことにに関して、J委員らは聞き取り調査を実施しており、また、職員Aも、「回答が得られたため、12月15日に提出したハラスメントに関する報告書については回答済みとして破棄してもらってよい」として当該文書を受領しているわけであるから、そもそもJ委員らが対応を拒否したという事実は認められない。よって、J委員らによるパワーハラスメントは認定できない。
また、本件会議の出席者らが職員Aにその内容を開示しなかったことに関して、ハラスメント調査委員会の裁量の範囲内であり、業務上必要かつ相当な範囲を逸脱したものではない。よって、同人らによるパワーハラスメントは認定できない。
- ⑤ 職員Aが行った合計4件のハラスメント通報に関して、そもそもI副課長が国のハラスメント相談窓口への通報があった事実を隠蔽し、本件パワハラへの対応を拒否したという事実はなく、I副課長によるパワーハラスメント及び虚偽報告は認定できない。
- ⑥ 職員Aが行った合計4件のハラスメント通報に関して、M課長及びN副課長が本件パワハラを隠蔽したとは評価できず、M課長らによるパワーハラスメントは認定できない。

◇その他

- ① 調査結果を踏まえた市の見解と対応
従前から、ハラスメント撲滅に向けた取り組みを積極的に進めており、今後も引き続き、法令を遵守した適切な労務管理に基づいて、風通しのよい職場環境の醸成に努める。
- ② 結果の公表等
記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表